

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和4年12月12日(月)

担 当	職業安定部訓練課
	課長 工藤 雅彦
	課長補佐 伊藤 美輝
	電話 03(6684)1701 FAX 03(3512)1566

## 「第1回東京都地域職業能力開発促進協議会」を開催しました (人材育成に関する協議会を東京労働局・東京都が共同開催)

東京労働局(局長 辻田 博)は、新たに法律で規定された人材育成に関する協議会を11月30日(水)に開催しました。

### 1 協議会設置要綱

別添「東京都地域職業能力開発促進協議会設置要綱」のとおり。

### 2 委員名簿

別添「令和4年度第1回東京都地域職業能力開発促進協議会委員名」のとおり。

### 3 議題

- (1) 東京都地域職業能力開発促進協議会の設置について
- (2) 公的職業訓練の実績(令和3年度)及び取組状況について
- (3) 地域の人材ニーズ等について
- (4) 令和5年度の職業訓練実施計画の策定方針について

### 4 その他

資料及び議事内容は追って東京労働局ホームページに掲載します。

## 東京都地域職業能力開発促進協議会設置要綱

### 1 名称

協議会の名称は、「東京都地域職業能力開発促進協議会」とする。

### 2 目的

東京労働局及び東京都（以下「関係機関」という。）は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、東京都の区域において、地域の関係機関が参画し、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う東京都地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 3 構成員

協議会は、以下に掲げる者を構成員とする。

- (1) 東京労働局
- (2) 東京都
- (3) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- (4) 労働者団体
- (5) 事業主団体
- (6) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他関係機関が必要と認める者

### 4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

## 5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## 6 協議会の開催

年2回以上の開催とする。

## 7 協議事項

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- (5) その他必要な事項に関する事。

## 8 事務局

事務局は、東京労働局職業安定部及び東京都産業労働局雇用就業部に置く。

なお、委員の委嘱及び謝金等の支払い並びに会議開催経費等の支払いは東京労働局職業安定部が所管する。

## 9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

## 令和4年度第1回 東京都地域職業能力開発促進協議会委員名簿

区分	所属	役職名	氏名
学識経験者	法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科	教授	藤村 博之
教育関係機関	公益社団法人 東京都専修学校各種学校協会	専務理事	飯塚 美紀子
	一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会	株式会社ニチイ学館 新宿支店長	篠原 香緒里
	東京都職業能力開発協会	専務理事	藤田 聡
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部	支部長	緑川 秀幸
	学校法人先端教育機構 社会構想大学院大学	学監	川山 竜二
労働者団体	日本労働組合総連合会 東京都連合会	副事務局長	吉岡 敦士
事業主団体	一般社団法人 東京経営者協会	常務理事	高橋 弘行
	東京商工会議所	産業政策第二部 労働担当課長	清田 素弘
	東京都中小企業団体中央会	常勤参事	加藤 仁
	東京都商工会連合会	事務局長	清水 晋
職業紹介事業者	アデコ株式会社	ビジネストランスフォー メーション事業部 部長	北島 礼也
東京都	産業労働局	雇用就業部長	山崎 太郎
	産業労働局	雇用就業部 能力開発課長	櫻庭 拓也
東京労働局		局長	辻田 博
	職業安定部	職業安定部長	永野 靖
	職業安定部	職業安定部訓練課長	工藤 雅彦